

土木工事共通仕様書 改定概要（主なもの）

《第1編 共通編》

第1章 総則

- 1- 1- 1 適 用
- 1- 1-22 建設副産物
- 1- 1-23 監督職員による確認及び立会等
- 1- 1-28 施工管理
- 1- 1-31 工事中の安全確保
- 1- 1-35 環境対策
- 1- 1-37 交通安全管理
- 1- 1-39 諸法令の遵守
- 1- 1-45 特許権等
- 1- 1-46 保険の付保及び事故の補償

第2章 材料

- 2-10- 3 再生用添加剤
- 2-14- 1 道路標識
- 2-15- 2 合成樹脂品

第3章 一般施工

- 第2節 適用すべき諸基準
- 3- 3- 2 材料
- 3- 3- 9 小型標識工
- 3- 3-10 防止柵工
- 3- 4- 4 既製杭工
- 3- 7- 5 パイルネット工
- 3-10-16 トンネル仮設備工

第4章 土工

- 4- 4- 1 一般事項

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

- 5- 5- 4 材料の計量及び練混ぜ
- 5- 6- 5 締固め

《第2編 河川編》

第3章 樋門・樋管

- ・ 第2節 適用すべき諸基準

第4章 水門

- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 4-16- 4 橋面防水工

第5章 堰

- ・ 第1節 適用

第8章 河川維持

- ・ 8- 7- 2 材料

《第3編 海岸編》

- ・ 改訂なし

《第4編 砂防編》

- ・ 改訂なし

《第5編 ダム編》

- ・ 改訂なし

《第6編 道路編》

第2章 舗装

- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 2- 7- 1 一般事項

第4章 鋼橋上部

- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 4- 7- 9 銘板工

第5章 コンクリート橋上部

- ・ 第2節 適用すべき諸基準

第7章 コンクリートシェッド

- ・ 7- 3- 6 受台工

第8章 鋼製シェッド

- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 8- 4- 6 受台工

第10章 地下駐車場

- ・ 第2節 適用すべき諸基準